

2025年4月1日

次世代育成支援法に基づく一般事業主行動計画 (Unite-Care合同会社)

すべての従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025年4月1日から2028年3月31日までの3年間

2. 内 容

■ 計画期間内に、男性の育児休業を1人以上取得することとする。

男性の社員について、子どもが生まれる際の休暇を取得しやすく、育児休業取得がしやすい環境の整備を行う。

<対策>

- ・2025年4月～ 男性社員の子の出生の際に取得する休暇の取得意向調査
および最新の育児休業制度の案内
- ・2026年4月～ 前段休暇の取得実態の中間調査
- ・2028年3月末 実績の集約

■ 計画期間内に、全従業員の時間外労働時間を1人当たり月45時間未満とする。

<対策>

- ・2025年4月～ 全従業員の時間外労働時間の集計および現状把握
- ・2026年4月～ 各月の時間外労働時間を部門、職種ごとに共有
- ・2028年3月末 実績の検証

以上